

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について



お宝本舗えびすや

作成日 2018年7月1日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 準会員

サンプロウド株式会社

フランチャイズ契約のご案内

サンクラウド株式会社
〒247-0022 横浜市栄区庄戸 5-5-18
フランチャイズ事業部
TEL (045) 222-8160
FAX (045) 222-8165

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業法施行規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの方の資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社へお問い合わせ下さい。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
TEL (03) 5777-8701

この案内は2018年7月1日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です

お宝本舗えびすやフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ

◇フランチャイズ契約を締結する前に◇

この度は、当社お宝本舗えびすやフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠に有難うございます。

当社は、「お宝本舗えびすや」の名のもとに、貴金属、切手、ブランド品を中心とした買取専門店のフランチャイズチェーンを展開しております。

当チェーンの店舗は、買取専門店としての経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、「お宝本舗えびすや」のブランドイメージなど統一され、お客様に安心してご利用いただき、発展しております。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、「お宝本舗えびすや」の経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から「お宝本舗えびすや」とは異なる独自の経営手法を重視され、「お宝本舗えびすや」のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、「お宝本舗えびすや」への加盟をお勧めできません。

当社の「お宝本舗えびすや」チェーンは当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ提供、システムの整備、ネットでの集客やWEBカメラでのホットラインサポート、店舗指導など、加盟者が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受ける為に多額の費用を支出しています。一方、加盟者は本部である当社の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが「お宝本舗えびすや」店舗の経営成功の鍵なのです。

「お宝本舗えびすや」店舗の経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、加盟者と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページにおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
お宝本舗えびすやフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 サンプラウド株式会社とお宝本舗えびすやフランチャイズシステムについて	5		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5	規則第 10 条第 2 号 〃 第 10 条第 5 号 〃 第 10 条第 1 号 〃 第 10 条第 3 号	
3. 会社組織図	6		
4. 役員一覧	6	規則第 10 条第 1 号	
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表および損益計算書	7	規則第 10 条 4 号	
6. 売上・出店状況(直近 4 事業年度加盟店数の推移)	8	規則第 10 条 6 号, 11 条 6 号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	9	規則第 11 条第 6 号ロ 〃 第 11 条第 6 号ハ 〃 第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数	9	〃 第 10 条第 7 号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	10		
1. 契約の名称等	10		
2. 売上・収益予測についての説明	10		2-(2)-1, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ④ 当該金銭の返還の有無及び条件	10	法 11 条 1 号, 規則 11 条 1 号イ～ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金	10	規則第 10 条 13 号	3-(1)-1-②
5. オープンアカウント等の与信利率	11	規則第 10 条 14 号・15 号	2-(2)-7⑤

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会ガイドライン
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ⑤ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	11	法11条2号,規則11条2号イ、ロ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	12	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	12	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の要件および手続き ③ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	13	法11条5号,規則11条5号イ～ニ	2-(2)ア⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① 金銭の額又は算定方法、 ② その他徴収する金銭があれば記入	15	規則10条12号,11条7号イ～ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	15	〃 第10条第8号	
12. テリトリー権の有無	15	〃 第10条第9号	2-(2)-ア⑧
13. 競争禁止義務の有無	15	〃 第10条第10号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	15	〃 第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	16	〃 第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	16	〃 第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	16		2-(2)-ア⑥
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	17		
後記2. 中小企業庁パンフレット			
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則			
後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の 考え方について			

第1部

サンクラウド株式会社とお宝本舗えびすやフランチャイズシステムについて

1. 弊社の経営理念

私たちは、社業を通じて、社会の発展に寄与し「共存共栄」を

モットーとして加盟店様・株主・社員の豊かな未来を目指します。

2. 本部の概要（2018年7月1日現在）

(1) 名称 サンクラウド株式会社 「お宝本舗 えびすや」

(2) 所在地

【本社】 〒236-0031 横浜市栄区庄戸 5-5-18

【横浜オフィス】 〒231-0015 横浜市中区尾上町 6-86-1 関内マークビル 3F

【TEL】 045-222-8160 【FAX】 045-222-8165

(3) 資本金： 10,000,000 円

(4) 設立： 1980年 2月 4日

(5) 事業内容： 貴金属、切手、ブランド品を中心とした買取、及び「お宝本舗えびすや」
FCの企画、運営

(6) 他にしている事業の種類： なし

(7) FC事業の開始： 2011年 2月

(8) 主要株主： 佐藤 洋子

(9) 主要取引銀行： りそな銀行 三菱東京UFJ銀行 商工中金

(10) 従業員数： 40名（パート・アルバイト含む）

(11) 本部の子会社の名称及び事業の種類等： ありません

(12) 所属団体： 横浜商工会議所 川崎商工会議所

(13) 沿革

1975年 9月：モスバーガー金沢文庫店開店創業

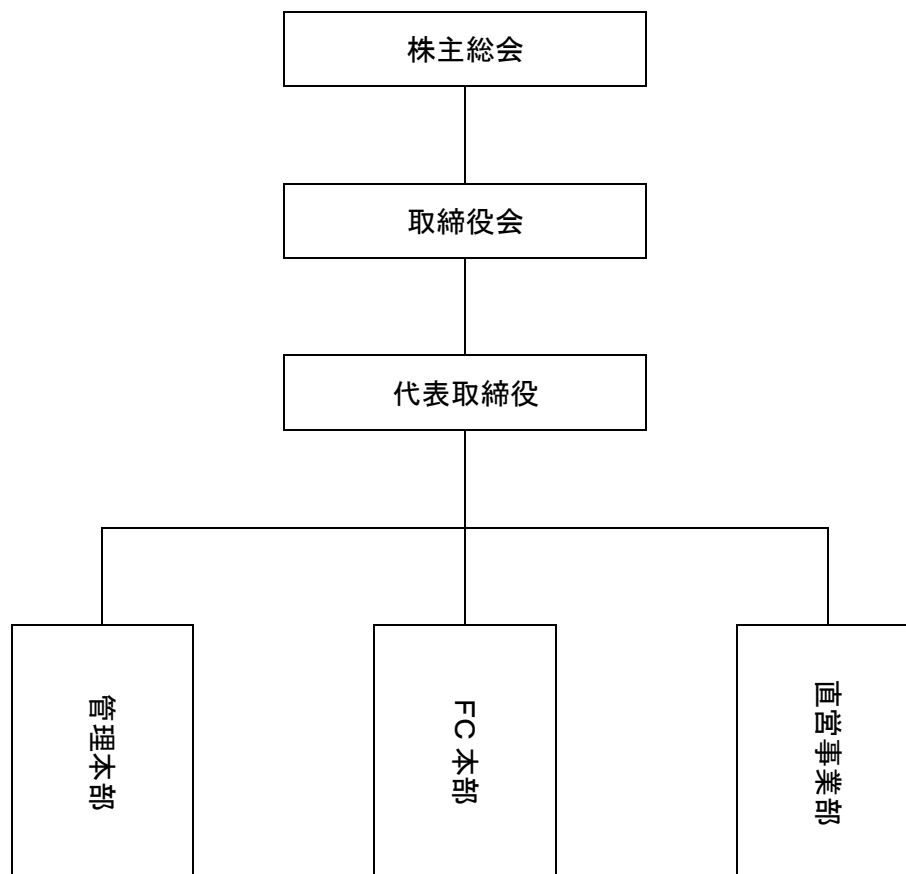
1980年 2月：資本金200万円にて会社設立

1995年 4月：資本金1000万円に増資

2010年 6月：「お宝本舗えびすや」店舗展開開始

2011年 2月：「お宝本舗えびすや」FC事業開始

3. 会社組織図（2018年7月1日現在）



4. 役員一覧（2018年7月1日現在）

代表取締役	佐藤	洋子
取締役	吉田	朋裕
監査役	加藤	務

5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（単位：円）

第 37 期 2015 年度					
貸借対照表				損益計算書	
資産の部		負債及び資産の部		営業収益	934,732,643
科目	金額	科目	金額	売上総利益	270,576,760
流動資産	198,730,547	流動負債	64,746,079	営業費用	250,197,875
固定資産	27,077,872	固定負債	82,657,000	営業外収益	3,544,876
(有形固定資産)	8,968,964	純資産	63,758,807	営業外費用	7,126,772
(無形固定資産)	2,152,805	(資本金)	10,000,000	経常利益	16,796,989
(保証金等)	15,956,103	(剰余金)	68,405,340	特別利益	236,172
資産合計	225,808,419	負債及び資本合計	225,808,419	特別損失	4,144,835
				税引前当期利益	12,888,326
				法人税等充当金	2,585,746
				法人税等調整額	0
				当期純利益	10,302,580

(単位：円)

第 38 期 2016 年度					
貸借対照表				損益計算書	
資産の部		負債及び資産の部		営業収益	752,770,344
科目	金額	科目	金額	売上総利益	177,886,154
流動資産	187,276,346	流動負債	51,306,516	営業費用	182,722,839
固定資産	25,878,480	固定負債	105,632,000	営業外収益	1,175,773
(有形固定資産)	6,813,342	純資産	562,163,10	営業外費用	6,563,369
(無形固定資産)	1,972,805	(資本金)	10,000,000	経常利益	▲10,224,281
(保証金等)	17,092,333	(剰余金)	46,216,310	特別利益	0
資産合計	213,154,826	負債及び資本合計	213,154,826	特別損失	▲11,490,580
				税引前当期利益	▲21,714,861
				法人税等充当金	474,169
				法人税等調整額	0
				当期純利益	▲22,189,030

第 39 期 2017 年度					
----------------	--	--	--	--	--

貸借対照表				損益計算書	
資産の部		負債及び資産の部		営業収益	808,754,554
科目	金額	科目	金額	売上総利益	171,881,716
流動資産	186,609,289	流動負債	59,612,796	営業費用	161,424,524
固定資産	21,750,961	固定負債	92,204,000	営業外収益	523,668
(有形固定資産)	5,917,719	純資産	56,543,454	営業外費用	4,927,121
(無形固定資産)	1,792,805	(資本金)	10,000,000	経常利益	6,053,739
(保証金等)	14,040,437	(剰余金)	46,543,454	特別利益	130,000
資産合計	208,360,250	負債及び資本合計	208,360,250	特別損失	5,421,548
				税引前当期利益	762,191
				法人税等充当金	435,047
				法人税等調整額	0
				当期純利益	327,144

6. 出店状況

- ・直近4事業年度の直営店及びFC店舗の店舗数の推移（2018年3月31日現在）

2014年度	直営店 5店舗	FC店 31店舗
2015年度	直営店 5店舗	FC店 34店舗
2016年度	直営店 4店舗	FC店 22店舗
2017年度	直営店 4店舗	FC店 18店舗

7. 加盟者の店舗に関する事項（2018年3月31日現在）

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗の数

2015年	5店舗
2016年	1店舗
2017年	0店舗

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係わる加盟者の店舗の数

2015年	2件
-------	----

2016年 1件

2017年 0件

・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係わる加盟者の店舗数、及び更新されなかった契約に係わる加盟者の店舗数年度更新された加盟者の店舗数

更新拒絶により契約を終了した店舗はありません。

8. 訴訟件数 (2018年3月31日現在)

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提訴された訴えの件数及び弊社から提訴した訴えの件数

2013年 0件

2014年 0件

2015年 0件

2016年 0件

2017年 0件

第2部

フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

(1) 契約の呼称

「お宝本舗えびすや」フランチャイズ契約

(2) 契約の本旨

「お宝本舗えびすや」をフランチャイズにて経営することを目的とした加盟契約

2. 売上・収益予測についての説明

弊社が提示する一切の資料、情報は、加盟者が弊社の経営指導、助言に従い、経営に専念すればそのような成果をあげる可能性があるという予測値であって、同じ実績をあげると保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(お支払いいただく金銭の額、性質、お支払方法等)

(1) 加盟金

金額：加盟金 200 万円(1 店舗毎・消費税別途)

性質：加盟金はお宝本舗えびすやフランチャイズの参加する対価

お支払の時期：加盟契約締結前まで

お支払の方法：当社指定の銀行口座にお振込みいただきます。その際の手数料は加盟者の負担とします。

当該金銭の返還の有無及び条件：中途解約、契約終了時のいずれも返還されません。

(2) 開業セット導入費

金額：金 59 万円(1 店舗毎・消費税別途)

性質：オープン時に必要な計器類、備品の費用

お支払の時期：加盟契約締結前まで

お支払の方法：当社指定の銀行口座にお振込みいただきます。その際の手数料は加盟者の負担とします。

当該金銭の返還の有無及び条件：中途解約、契約終了時のいずれも返還されません。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

加盟者から定期的に売上金の全部又は一部を送金させる、オープンアカウント制度の導入は致しておりません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付や貸付の斡旋等の与信利率

当社は、加盟にあたり加盟者の店舗取得費用及び設備投資金額及び開業費用等について

金融機関及びクレジット会社等の紹介を行う場合もありますが、当社が直接融資を行うことや、債務の保証を行うことはありません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

(1) 加盟者に販売又は斡旋する商品やサービスの種類

ア、店舗オープン後に必要な計器類、及び店舗用備品や消耗品
イ、オープン後の集客用の広告チラシなど販促ツール

(2) 商品等の供給条件

当社又は当社の推奨する取引先より行うものとします。

(3) 配送日、時間、回数に関する事項

すべて取引先との打ち合わせによります。

(4) 販売・仕入れ先の推奨制度

当社の定める商品品質や規格を守るために、加盟者は当社又は当社の指定する、販売・仕入れ先及び同一品質を供給できるその他の仕入れ先より商品等を購入することとします。尚、加盟者が当社又は当社の指定する販売・仕入れ先以外の業者から商品等の購入を希望する場合、その業者名及びその業者の経営内容、商品の価格、品質、形状、量目及び安定供給の可能性等の一切の取引内容をあらかじめ書面にて通知の上、当社の定める品質基準に基づく検査を受けなければなりません。この検査の結果、当社又は当社の指定する販売・仕入れ先の商品等と同等でなかった場合、その業者へ商品を販売・購入してはなりません。

(5) 発注方法

当社担当者と打ち合わせのうえ

(6) 売買代金の決済方法

ア、オープンに必要な機材は契約締結時に当社指定口座へお振り込みいただきます。その際の手数料は加盟者側の負担とします。

イ、オープン後にチラシなどはその都度の請求とし、原則として納品前支払いとします。

(7) 返品

加盟者は購入したチラシなどは原則として返品することはできません。

(8) 在庫管理等

加盟者は、商品を各自で管理しなければなりません。

(9) 販売方法

当チェーンのマニュアルに従い販売を行います。

(10) 商品の販売価格について

指定なし。

(11) 許認可を要する商品の販売について

販売には特別な許可はありませんが（酒類を除く）、買取には各都道府県公安委員会発

行の古物商許可証が必要になります。酒類の販売につきましては、酒類小売販売業免許が必要になります。

7、経営の指導に関する事項

(1) 加盟に際しての研修実施の有無
開店前に本部の定める日程に基づき、本部研修・店舗研修を受講していただきます。

(2) 加盟に際し行われる研修の内容

①本部研修

- イ、古物商について
- ロ、広告について
- ハ、貴金属の買取について
- ニ、切手の買取について
- ホ、古銭の買取について
- ヘ、刀・勲章等の買取について
- ト、ブランドバッグの買取について
- チ、ブランド時計の買取について
- リ、設備・メンテナンス実習
- ヌ、接客サービス実習

(3) 加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数

イ、スーパーバイザーによる巡回指導

必要に応じて本部のスーパーバイザーが、店舗運営の全般にわたって、各店を巡回訪問もしくは書面にて指導いたします。

ロ、個別指導

加盟店から依頼があれば、スーパーバイザー又は専門の担当者が臨店してご要望にお応えします。その場合の交通費など実費負担は加盟者負担とします。

8、使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

(1) 当該使用させる商標、商号その他の表示

登録番号 登録第 5477001 号

ロゴ 表紙へ表記

屋号 お宝本舗 えびすや〇〇店

(2) 当該表示の使用についての条件

開店日より契約終了までの間、契約書に記載された特定の店舗において加盟店経営の

ためにのみ使用を許諾します。また、当社の定めるものについては、開店日より契約終了までの間使用を義務付けます。フランチャイズ契約が終了した場合は、ただちにこれらの商標等を使用中止し、撤去または抹消しなければなりません。

なお、加盟店が宣伝、看板等を単独で行う場合本部の了解を得なければなりません。

(3) 使用できない表示

弊社の称号である「サンプラウド株式会社」及び「サンプラウド」の名称は使用できません。

9、契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

(1) 契約期間

契約日は、契約締結の日から満3カ年とします。

(2) 契約更新の条件及び手続き

契約期間満了の6か月前までに、契約を更新しない旨の書面による意思表示が当社と加盟者いずれからも出されなかった場合、契約の契約期間は自動的に3カ年更新されるものとし、以後もこの例によるものとします。また加盟者は、3か月の予告期間をもうけて書面により中途解約を申し入れることができます。その場合は契約期間中に本契約24条に規定する行為をすべて完了させるものとします。

(3) 契約解除の要件及び手続き

1 本部は、加盟者が次の各号の一に該当した場合、加盟者は当然に本部に対するすべての債務の期限の利益を喪失し、かつ本部はなんらの催告を要することなく本契約の全部または一部を解除することが出来ます。

- ① 支払い停止、支払い不能に陥った場合
- ② 自ら振りだしもしくは裏書きした手形、小切手の不渡りを1回でも出した場合
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合。
- ④ 破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始の申立てを受け、またはなした場合もしくは特定調停の申したてをなした場合
- ⑤ 加盟者が会社である場合、解散、営業の全部または重要な部分の譲渡決議をした場合
- ⑥ 営業を廃止し、または甲の事前の承諾なくして本契約上の地位を第三者に譲渡した場合
- ⑦ 監督官庁より営業停止命令を受け、または営業に必要な許認可の取り消し処分を受けた場合
- ⑧ 加盟者が会社である場合、株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配

関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合

- ⑨ 本部の責めによらずに、乙に対し、10日以上連絡が取れなくなった時
- ⑩ 前各号に準ずる事由が生じ、乙の信用状態が悪化したと甲が認めた時
- ⑪ 加盟者、または加盟者の代表者若しくは加盟者が主として本契約に基づく営業活動をさせる従業員が刑事訴追を受けた場合
- ⑫ 加盟者または加盟者の代表者が、暴力団またはその関係者と関係があることが判明した場合、若しくは公序良俗に反する反社会勢力またはその関係者と関係があることが判明した場合
- ⑬ 本部のフランチャイズ全体の信用を棄損するような行為をした場合

2 加盟者が次の各号の一に該当した場合、加盟者に対して本部が請求することにより、加盟者は期限の利益を喪失し、かつ本部は本契約の全部または一部を相当期間を定めて勧告の上、解除できる

- ① 本部に対し、本契約に関する金銭の支払いを滞納した場合
- ② 本部の書面による承諾なくして、継続して30日以上本契約に基づく営業活動を行わない場合
- ③ 加盟者が本部に提出した書類に不実の記載があった場合
- ④ マニュアルを複製し、または第三者に対して閲覧・譲渡をした場合
- ⑤ 本契約書第14条に規定する本部の改善命令に従わなかった場合
- ⑥ 本契約書第15条第一項に規定する競業避止義務に反した場合
- ⑦ その他、本契約の一に違反した場合

(4) 契約解除によって生じる義務の内容

本契約が理由の如何を問わず終了した場合、加盟者は当社に対して負担する残存債務について弁済期限が到来していないものについても期限の利益を失い、直ちにこれを甲に弁済し、且つ、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 直ちに本契約に基づく営業活動を停止するとともに本契約書第16条に定めた事項を遵守する。
- ② 直ちに本件商標等の使用を止め、本契約書第7条3及び4及び5項に定める事項を実行する。
- ③ 本部から貸与されたマニュアル、業務内容を示した書面、CD-ROM、その他一切の記録媒体を、本部の指示に従い、本部に返還するか、自己の費用で廃棄する。
- ④ 電話帳登録名義、銀行取引名義、公安委員会への届出等、別紙1記載の屋号を使用した全ての届出、または登録名義を変更または抹消し、加盟者が本部の加盟店でなくなったことを加盟者の顧客、取引業者、公共機関等第三者が正確に判断できるようにする。
- ⑤ インターネットによって表示される画面に別紙1記載の屋号が表示されなくなる

ように手続きもしくは作業等をし、加盟者が本部の加盟店でなくなったことを乙の顧客、取引業者、公共機関等第3者が正確に判断できる状態にする（インターネット上への本件商標等の届出、登録等を変更、または抹消することを含む）。

（5） 損害賠償の額または算定の方法

- ①加盟者が、本部に損害を与えた場合には、加盟者は本部の損害を賠償する義務を負う。尚損害額の算定が困難な場合の賠償額はロイヤルティの合計額の3年分の金額とする。
- ②前項により契約が終了した場合には、加盟者は本部に対し、違約金としてロイヤルティに合計額の3年分の金額を支払う。尚乙の違約金の支払いは、前項による甲の損害賠償請求を妨げるものではない。

10、加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

（1）ロイヤルティ

金額：月額金 10 万円（1 店舗毎、消費税別途）

性質：商標及びフランチャイズチェーンシステムの使用並びに弊社により継続的なノウハウ支援の対価。

支払いの時期・方法：翌月分を当月の月末までに乙の銀行口座から預金口座振替によって支払って頂きます。

11、店舗の営業時間、営業日、休業日

原則として、営業時間は午前 10：00～午後 6：00、定休日は無し（年末年始を除く）。ですが加盟者の希望により協議の上決定いたします。ただし本部営業時間外でのサポートはできません。

12、テリトリー制の有無

あります。原則的に出店エリアの商圏は守られます。ただし同一加盟者による、同一エリア出店についてはこの限りではありません。

13、競業禁止義務の有無

あります。加盟者は本契約期間中、および本契約が理由の如何に問わず終了した場合、いかなる場所においても、本契約と同種の事業の経営、出資などを行ってはなりません。これは本契約終了後 1 年間有効とします。ただし、契約期間中に書面により届出し、かつロイヤルティの 18 カ月分の合計額の支払いをすることで、その期間の代償とすることが出来ます。

14、守秘義務の有無

有ります。加盟者は本フランチャイズチェーンに関する情報やノウハウを本フランチャイズチェーンの運営以外の目的でしようしてはならず、いかなる第三者に対しても開示してはなりません。

15、店舗に構造と内外装についての特別義務

特別な義務はございません。本部担当者と相談の上加盟者の費用負担で、本件の設計および内外装工事を行っていただきます。

加盟者は、当社又は当社の斡旋する看板業者などに発注していただきます。また、契約終了後は、店舗の内外装から、本フランチャイズチェーン加盟店であったことを象徴する一切の表示を抹消・撤去していただきます。

16、契約違反をした場合の違約金、その他義務に関する事項

(1) 商標等の使用、秘密保持義務、競業避止義務、契約終了の効果といった各許諾条件に違反した場合は、違約金としてロイヤルティの合計額の3年分をお支払いいただきます。尚、違約金の支払いは、当社から加盟者への損害賠償の請求を妨げるものではありません。

(2) 債務の支払いが延滞した場合は、決済されるまでの延滞金額について、年利10%の割合で損害金をお支払いいただきます。

17、事業活動上の損失に対する補償の有無内容

加盟者が本事業によって、利益を受け、また損失を被ることへの当社の加盟店に対する保証はありません。

後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁	確認	確認印
----	---	----	-----

	数	年月日	説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
お宝本舗えびすやフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部 サンプラウド株式会社とお宝本舗えびすやフランチャイズシステムについて	5			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5			
3. 会社組織図	6			
4. 役員の役職名及び氏名	6			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	7			
6. 出店状況（直近4事業年度加盟店数の推移）	8			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	9			
8. 訴訟の件数	9			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	10			
1. 契約の名称等	10			
2. 売上・収益予測についての説明	10			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件	10			
4. オープンアカウント等の送金	10			
5. オープンアカウント等の与信利率	11			

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、 ③配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、 ⑤発注方法、 ⑥ 売買代金の決裁方法、⑦返品、 ⑧ 在庫管理等、 ⑨販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	11			
7. 経営の指導に関する事項	12			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	12			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項	13			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① ロイヤルティ、②その他徴収する金銭があれば記入	15			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	15			
12. テリトリー権の有無	15			
13. 競業禁止義務の有無	15			
14. 守秘義務の有無	15			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	16			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	16			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	16			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	17			
後記2. 中小企業庁パンフレット				
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則				
後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の 考え方について				

年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、加盟希望者 _____ の理解を頂きました。

説明者 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ 印